

障害者を雇用する
事業主の皆さまへ

障害者の雇用の促進等に関する法律第79条第1項の規定により、障害者を3人以上雇用する事業所を対象に、「障害者職業生活相談員」の資格認定講習を実施します。

全過程を受講した方には、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の理事長から「終了証書」が交付されます。

日時

10月23日(月)～24日(火)
午前9時30分～午後4時30分

場所

宇都宮市駒生1 1 6
コンセール アイリスホール

経費

受講料及びテキストなどは無料です。

主催・問い合わせ先

(社) 栃木県雇用開発協会
☎028(621)2853

子どもの就職心援
セミナー&相談会

「お子さんの就職について一緒に考えてみませんか？」

日時

10月21日(土)

午後1時～4時50分

場所

小山市犬塚3 1 1

栃木県庁小山庁舎会議室

内容

・第1部講演
講師 若者自立塾・栃木塾長
榎本 竹伸 氏

(株)ブードン代表取締役

佐野 光司 氏

・第2部相談会
相談会カウンセラー

ジョブ・カフェとちぎ
キャリアカウンセラー

榎本 竹伸 氏

受講料 無料です。
申込締切 10月13日(金)

申し込み・問い合わせ先

小山市犬塚3 1 1
栃木県小山労政事務所

☎(22)4032

「障害者就業体験事業」
受入事業所・受講生募集

栃木県では、障害者の自立と企業の障害者雇用の理解を促進し、障害者の一般就労と職場定着を支援するため、就職を希望する障害者が障害者雇用に理解と関心のある事業所において職場実習を行う「障害者就業体験事業」を実施しています。

対象者

県内在住の一般就労に意欲のある障害者(学生・生徒の方は除く)

場所

県内の登録受入事業者(詳細は左記ホームページ参照)

内容

希望する受入事業所と面談して5日～10日間で業務内容に沿った研修を実施します。

あくまで研修ですので、期間中の賃金等は発生しません

が、受入事業所に対して、受入謝金として1,000円/人・日を支払います。

また、万一の事故に備え、研修期間中は保険に加入します。

定員

30人(先着順)
申込方法

受入事業所は「研修内容登録申請書」、受講希望者は「受講申込書」を事業委託先である「とちぎ障害者就業・生活支援センター」へ郵送・FAX・Eメール又は持参してください。

各申請書と受入事業所一覽はせせらぎ会のホームページからダウンロードできます。

【HPアドレス】
<http://www.seseragikai.jp/>

受講生に対しては、センターの担当者が事前準備を行うほか、個別のフォローをしていきます。

申込先

とちぎ障害者就業・生活支援センター

(壬生町大字安塚2032
「社会福祉法人せせらぎ会」)

☎0282(86)8917
☎0282(86)3402

問い合わせ先

栃木県商工労働観光部
労政課雇用対策担当

宇都宮市埴田1 1 20
栃木県庁南庁舎2号館2階

☎028(623)3224
☎028(623)3225

「不審者情報マップ」を掲載しています

栃木県警では、地域の皆さんから警察に寄せられた「声かけ」「不審車両」「痴漢、露出行為等」などの情報のうち、地域の皆さんで注意や警戒を図っていただきたい事案を掲載しています。アクセス方法は次のとおりです。

携帯電話から栃木県警HP
(<http://www.pref.tochigi.jp/keisatu/m/>)にアクセスし、下

野警察署のメールアドレスを選択し、空メールを送信すると自動的に登録されます。

配信にかかる費用は登録者本人の負担となります。

情報提供時間
午前9時～午後6時
問い合わせ先
下野警察署
☎(52)0110

精神障害者保健福祉手帳の様式や手続きを見直します

10月1日から、精神障害者保健福祉手帳の新規申請分に写真が貼付されます。また、精神障害を事由とした特別障害給付金を受給していることを証する書類により、手帳の申請を行うことができるようになります。

既に交付されている手帳については、次回の更新時に写真が貼付されますが、希望があれば更新前でも写真の貼付ができます。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先
精神保健福祉センター
☎028(673)8785